



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成17年11月10日

行政書士倫理の向上について(そのⅢ)

～個人情報保護法と職務上請求書～

会長 盛武 隆

京都新聞等で既報のとおり、さる10月12日、財団法人滋賀県部落解放同盟連合会の役員の方々が事務局に来局された。訪問の趣旨は、日行連近畿地方協議会の構成員である大阪会・兵庫会の2名の会員による職務上請求書の不正使用が原因で生じた部落差別・人権侵害問題等に関する申し入れとのことであった。

同連合会が滋賀県内の市町村に対して情報開示請求した結果、両名による職務上請求書による請求は54件あったと言うことである。その全てが不正請求であったかどうかは明らかにされなかったが、写しの一部を見た限りにおいて、職務上請求書の適正な使用及び取り扱いに関する規則等に照らし合わせてみると、あきらかに請求書の使用方法や請求目的が本来の目的でないことは窺い知ることができた。

我が会においても、新しい職務上請求書と交換する際に、使用過程中的職務上請求書が会員から返還されたが、その中には不正使用ではないが記載漏れ等適切とは言い難い使用例が散見された。

滋賀会としてはこのような細かなミスまたは曖昧さを看過することは、将来の不正請求や人権侵害を招来することになるとの観点から、当該会員から規則遵守と適正使用に関する誓約書の提出を求める厳しい対策を講じた次第である。

行政書士が取り扱う人権問題の代表的なものとしては、部落差別のほか、身体に障害のある人、高齢者、子供、アイヌ、外国人、セクハラ、HIV感染者やハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性的指向、性

同一性障害、インターネットを悪用する等の人権侵害や偏見等が挙げられる。

もとより、行政書士は国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることは論を待たない。加えて直接的加担は言うまでもないが、受益的加担、沈黙の加担等の無きよう注意すると共に、常に基本的人権が侵されることのないように努めることは職責からも当然である。日行連近畿地方協議会の会長会は、近畿地協に「倫理問題担当者会議」を置くことを決定し共通の課題として取り組むことを決定した。

事件に至らないまでも、会長に就任して今日まで、会員に関する様々な問題が噴出している。綱紀委員会に検討を求める事案もある。行政書士に対する社会の目は一段と厳しくなっており、行政書士法第14条の3「何人も知事に懲戒請求を求めることができる。」を活用した一般人からの請求に基づき、知事が滋賀会に調査報告を求めている事案も発生している。

滋賀会としてはあらゆる機会を通じて倫理研修を行う一方で、予防的な段階だけでなく日常の行政書士の業務活動のあり方に注意を払い、小さな芽のうちに摘み取り是正することが大切であろうと考えている。今回財団法人滋賀県部落解放同盟連合会から提起された要望には真摯に取り組み問題解決を図ると共に、将来的な予防対策を進めており、その一環として会報を通じて職務上請求書の適正使用について会員の倫理・綱紀の向上に努めてきたところである。さらなる会員各位の自覚に期待したい。

行政書士制度強調月間を終えて

広報部長 山添 稲子

本年も10月の1ヶ月間を「行政書士制度強調月間」と位置付け、日本行政書士会連合会をはじめ各単位会において一斉に様々な活動が展開された。

滋賀会においては、本会による電話無料相談所の開設をはじめ、7支部による無料相談会を開催し、県民の方々より社会生活上のトラブルに関する多くの相談が寄せられた。

また本年度は、平成元年より順次行政の窓口を設置依頼をしてきた「窓口規制表示プレート」の設置状況・破損等の確認作業を徹底し、関係機関に対し再度設置に向けての依頼を行った。

加えて、行政手続きの円滑な実施に寄与する行政書士制度の現状とその活用法について理解を求めた。

行政書士電話無料相談会

行政書士制度強調月間の行事の一つとして、「行政書士電話無料相談会」が本年も開催された。10月3日(月)10時から16時まで事務局において各担当者が対応した。相談件数とその内容は次のとおりである。

相談件数	13件
相談内容	相続・遺言関係 4件
	土地購入・名義変更関係 3件
その他	6件

事前のPRが功を奏したのか、昨年度と比べ、相談件数も増え内容も多岐に亘るものとなり行政書士制度の知名度向上につながったと思われる。

